

(仮称) 篠山市参画・協働プランの内容 (案)

名称： **・ガイドラインにふさわしい名称を検討**

例) 丹波市：参画と協働の指針 (H23.3)
朝来市：地域協働の指針 (H20.3)
岸和田市：公民協働推進の指針 (H17.6)

(事務局W：事務局ワーク、委員会：策定委員会で協議)

1. **(仮称) 篠山市民参画・協働プランについて** (事務局W + 委員会)

自治基本条例での位置づけ

第3条 (参画と協働によるまちづくり)、第4条 (市政運営の基本)

総合計画等での位置づけ

【まちづくりの基本方向】 市民が主役、市民主体でつくるまち

*市民と市の関係を築き、市民主体のまちをつくる

“参画・協働のまちづくりの仕組みを整える”

*市民活動を支援し、市民主体のまちをつくる

“まちづくり協議会や自治会活動を支援する”

“NPOやボランティア団体などの会活動を支援する”

市民、まちづくり協議会や自治会、NPOやボランティア団体などと、市の関係を改めて築き、市が市民活動の下支えを積極的に行っていくことで、篠山市独自の自治の仕組みを構築し、市民が主役・市民が主体でつくるまちをめざします。

(仮称) 篠山市参画・協働プランは、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方を明らかにして、協働事業を実施しやすくするためのガイドライン。

2. 今なぜ協働

(1) **世の中の流れ** 行政主導から市民主体へ (事務局W)

「新しい公共」という考え方

・多様な主体が公共を担う

・多様な主体が「公共」を創る

(2) **本市の状況** (事務局W)

住民意識

地縁型組織のまちづくり

テーマ型組織のまちづくり

市民活動の支援体制

(3) **今なぜ協働** (事務局W)

行政や市場だけでは解決できない社会課題の増
 住民自治組織の再編（まちづくり協議会と自治会の2層構造）
 ボランティア団体やNPOなどの新たな活動主体の台頭
 都市郊外型住民の増加
 市民参加、市民参画の制度化
 参画とは？ 協働とは？

(4) **課題と今後求められる取り組み** ★（委員会）

●課題

- ・ 少子高齢化、人口減少の進行、新旧住民の融合
- ・ 後継者不足（現役世代には負担が大きい）
- ・ 自治会とまち協の関係
- ・ 自治会長には、集落事業に加え地区全体の事業をするのは負担が大きい。

●求められる取り組み

- ・ ハード整備等の際の参画協働
- ・ 市民が何をやるべきか？行政が何をやるべきか（サポート体制など）？
- ・ 縦割りの社会を横につなぐ
- ・ 集落に何か新しいものが加わる（集落にテーマ型）
- ・ 足りない面を補い合えるシステム

3. 協働の進め方

(1) **協働の基本的な考え方**（事務局W + 委員会）

(2) **協働のルール**（事務局W）

目的共有、対等、相互理解、自主性尊重、相互変革、自立化促進、補完性・相乗効果、評価・見直し

(3) **協働の領域・分野**（事務局W）

（領域） ※公益的な活動

●市民主体 市民の責任と主体で独自に行う	●市民主導 市民主導の下で行政の協力で行う	●行政主導 行政主導の下で市民の協力で行う	●行政主体 行政の責任と主体で独自に行う
（市民の領域）		（行政の領域）	

(分野) 共催・後援 情報提供・意見交換 政策提言 実行委員会
補助・助成 委託 アドプト制度

公益的な活動領域の例

・市民主体

地区の桜並木の手入れ、地区内での高齢者への声掛け、地区内での子どもの見守り、クリーン作戦、市民活動団体による自主活動、地域おこし活動、地区での移送サービス、

・市民主導

↑
(多様な連携の形)
↓

地区での移送サービス(情報提供)、市民活動団体による自主活動(共催・後援、補助・助成)、地域おこし活動(後援、補助・助成)、地区での学童保育(補助・助成)、環境みらい会議(情報提供・意見交換)、青パト隊(補助・助成、委託、情報提供)
クリーン作戦(共催)、防災訓練(共催、補助・助成、情報提供)
実行委員会形式でのイベント(実行委員会)
NPOによる高齢者ディサービス(委託)、公共施設の環境美化(アドプト制度)、指定管理制度(委託)、外国人市民の生活支援(委託)
再生市民会議(政策提言)、市名を考える会(政策提言)

・行政主導

・行政主体

生活保護、常備消防、戸籍、医療など

(4) 協働の主体と連携の相手 (事務局W + 委員会)

(協働の主体)

- ・地域型団体 自治会、まちづくり協議会、各種団体(子ども会、愛育班など、地域において社会的な必要性から組織)
- ・テーマ型団体 NPO、ボランティア等の活動団体
- ・行政

(協働のイメージ)

- ・縦割りの社会を横につなぐ
- ・自治会とまち協の関係(自治会:集落の取りまとめ、まち協:地区全体 相互連携を)
- ・集落に何か新しいものが加わる(集落にテーマ型)
- ・テーマ型団体に対する地元の理解、支援
- ・法や条例の制度の域に入らない人たちを支援するシステムづくり
- ・公共の施設ではなく、NPOだからできる活動展開

(協働の手順・段階)

協働事業の検討 → 協働事業の担い手と領域・分野の選定
→ 協働事業実施 → 協働事業の評価

4. **協働を推進していくために** ★ (委員会)

- 縦割りの社会を横につなぐ
- 集落に何か新しいものが加わる(集落とテーマ型)
- 足りない面を補い合えるシステムを。(インターン受入れ、人が集まるシステム)
- まち協事業の肥大化、事業仕分けが必要
- 自治会でする事業、まち協でする事業、NPO等活動団体でする事業の使い分け(地域住民と太いパイプを持っているのは自治会)
- 持続可能性のため 事務局体制(まち協)の在り方